

調査実施時点の検討について

今回の全国消費実態調査は、当初のスケジュール（5年周期）どおりに実施すると消費税増税が予定されている時期（2019年10月）と重なり、駆け込み需要等の要因が調査結果に影響を与えると考えられる。調査実施時期について、第3回分科会における議論を踏まえ、事務局において以下のとおり論点を整理した。

- ・調査実施時期を年単位で変更することは、他の大規模調査の実施スケジュールとの兼ね合い等から事実上困難である。また、9～11月以外の時期に実施することは、遡及比較の担保や調査員の負担への配慮等から困難である。従って、次回調査は、2019年9～11月に収まる期間に調査を実施することとせざるを得ないと考えられる。
- ・次回調査に当たっては、2014年調査と同様の調査方法に加え、結果精度の向上並びに記入者及び調査員・地方公共団体の調査負担軽減を同時に図る観点から、ロング・ショートフォーム方式による調査方法の検討を進めている。ロング・ショートフォーム方式による調査方法では、調査期間は2か月となるが、調査実施時期を9・10月とした場合と10・11月とした場合のメリット及びデメリットは下表のとおりである。

	9・10月実施	10・11月実施
結果利用の観点 <small>注1</small>	○ 次回調査に関しては、9月の駆け込み需要と10月の反動減を捉えることができる。	○ 総世帯、単身世帯で過去の調査と調査月が揃うため、時系列比較をすることができる。
調査実施の観点	○ 11月を避けることにより、寒冷地の調査が実施しやすくなる。 × 単身世帯において調査が従来よりも困難となる。 × 名簿作成、記入依頼時期がお盆の時期に重なり、調査世帯との面会が困難になる。	○ 2019年度は4月に統一地方選、7月に参院選が予定される中、より長く準備期間を確保し、地方自治体の事務の煩雑、輻輳を軽減できる。
結果精度の観点 <small>注2、注3</small>	○ 二人以上の世帯について、過去の調査と記入開始月を揃えることができる。	

注1：集計に当たっては、結果利用の観点から、過去の調査結果との比較を可能とするため遡及集計を行うほか、季節性を持たない「年平均推定値」の推定方法について研究を行う。

注2：2017年の家計調査において9月～11月の消費支出の標準誤差率はいずれも1.3%であり、差はみられない。

注3：家計調査において3月～5月の消費支出の標準誤差率は、消費税増税があった2014年は3月1.4%、4月1.5%、5月1.1%、2017年は3月1.4%、4月1.5%、5月1.2%であり、標準誤差率に関して消費税増税による影響は特段みられない。

【参考】

- ・2019年10月には、消費税率の10%への引き上げに伴い、軽減税率の導入が予定されている。
- ・2018年第8回経済財政諮問会議で議題とされた骨太の方針の原案には、消費税率改定に合わせて、幼児教育・保育の無償化を2019年10月から実施することや、消費の駆け込み・反動減を平準化する対策等を実施することが盛り込まれている。

【補足】

消費増税期の誤差率に関する検証課題（第3回分科会指摘事項）

・支出のばらつきについて、これまでは、世帯間で差があっても世帯内（同一世帯の3か月内）ではそれ程大きくなかったと思われるが、平成31年の消費税増税による駆け込み消費と反動減を考えると、今回は同一世帯内で大きくなると予想されるため、単月の誤差率だけではなく、2014年の消費税増税時の2か月間もしくは3か月間での誤差率を試算してみてもどうか。

（試算結果）

家計調査における消費支出の標準誤差率（二人以上の世帯）を試算したところ、以下のとおりとなった。

- ・2014年3月から4月の2か月間継続して集計対象となった世帯

3月（単月値の標準誤差率）	1.8%
4月（単月値の標準誤差率）	2.0%
<u>3・4月（2か月平均値の標準誤差率）</u>	<u>1.5%</u>

- ・2014年4月から5月の2か月間継続して集計対象となった世帯

4月（単月値の標準誤差率）	1.9%
5月（単月値の標準誤差率）	1.4%
<u>4・5月（2か月平均値の標準誤差率）</u>	<u>1.4%</u>

⇒消費税増税時期においても、2か月平均値の標準誤差率は単月値の標準誤差率を下回っている。第3回分科会資料で示したとおり単月値の標準誤差率は、消費税増税時期と、その前後の年とで大きく変化しないことから、全国消費実態調査を消費税増税時期に実施しても、その2か月平均値の標準誤差率に大きな影響は出ないと見込まれる。

※2014年3月から5月の3か月間継続して集計対象となった世帯について、3か月平均値や2か月平均値の標準誤差率を試算しても、上記と同様の傾向が出ている。